

令和5年第5回伊勢崎市議会定例会提出予定議案（概要）

種 別		件 名	件 数
専決処分	財政関係	令和5年度伊勢崎市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について	1
	計		1
条例関係	一部改正	伊勢崎市部設置条例等の一部を改正する条例案 ほか11件	12
	計		12
財政関係	補正予算	令和5年度伊勢崎市一般会計補正予算（第8号） ほか4件	5
	計		5
そ の 他	審査請求	審査請求に対する裁決について	1
	市道路線	市道路線の廃止について ほか2件	3
	計		4
合 計			22

※ 報 告

- 第22号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について
- 第23号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について
- 第24号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について
- 第25号 市営住宅の管理上必要な訴え（和解を含む）の提起についての専決処分の報告について
- 第26号 市営住宅の管理上必要な訴え（和解を含む）の提起についての専決処分の報告について
- 第27号 市営住宅の管理上必要な訴え（和解を含む）の提起についての専決処分の報告について

令和5年第5回伊勢崎市議会定例会提出予定議案（内容説明）

種別	番号	件名	内容	主管課名
専決処分	131	令和5年度伊勢崎市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について	<p>※歳入歳出予算の総額にそれぞれ149,113千円を追加し、総額をそれぞれ84,128,664千円としたもの</p> <p>※地方債を補正するもの</p>	財政課
条例関係	132	伊勢崎市部設置条例等の一部を改正する条例案	<p>機構改正を実施することに伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 第1条関係（伊勢崎市部設置条例の一部改正）</p> <p>ア 国際課において分掌している国際化に関する事項を多文化共生に関する事項に改めるもの</p> <p>イ 市民部において分掌する事務に支所に関する事項を加えるもの</p> <p>ウ 建築指導課において分掌している事務を建設部から都市計画部に移管するもの</p> <p>エ 都市開発課において分掌している都市開発に関する事項を削るもの</p> <p>(2) 第2条関係（伊勢崎市建築審査会条例の一部改正）</p> <p>建築指導課において分掌している事務を建設部から都市計画部に移管するもの</p> <p>(3) 第3条関係（伊勢崎都市計画事業伊勢崎駅周辺第一土地区画整理事業施行規程の一部改正）</p> <p>中心市街地整備事務所を廃止し、区画整理課と統合するもの</p> <p>(4) 第4条関係（伊勢崎都市計画事業伊勢崎駅周辺第二土地区画整理事業施行規程の一部改正）</p> <p>中心市街地整備事務所を廃止し、区画整理課と統合するもの</p> <p>(5) 第5条関係（伊勢崎市開発審</p>	事務管理課

			査会条例の一部改正) 建築指導課において分掌している事務を建設部から都市計画部に移管するもの	
133	伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの 【概要】 (1) 引用する項ずれを改めるもの (2) 規定の整備を図るもの	こども保育課	
134	伊勢崎市道路占用料徴収条例及び伊勢崎市公共物管理条例の一部を改正する条例案	道路法施行令の一部改正に準じ、道路占用料及び公共物使用料の見直しを図ることに伴い、改正の必要を認めたもの 【概要】 (1) 第1条関係（伊勢崎市道路占用料徴収条例の一部改正） 国道に係る占用料の改正に準じて、道路占用料を改めるもの (2) 第2条関係（伊勢崎市公共物管理条例の一部改正） 国道に係る占用料の改正に準じて、公共物使用料を改めるもの	道路維持課	
135	伊勢崎市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例案	赤堀都市計画特定用途制限地域及び東都市計画特定用途制限地域の変更に伴い、改正の必要を認めたもの 【概要】 赤堀都市計画特定用途制限地域及び東都市計画特定用途制限地域における建築物等の用途の制限等を改めるもの	都市計画課	

136	伊勢崎市都市公園条例の一部を改正する条例案	<p>公募設置管理制度の導入に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】 公募等により公園施設を設け、又は管理する場合の許可に係る使用料の額を定めるもの</p>	公園緑地課
137	伊勢崎市給水条例の一部を改正する条例案	<p>水道料金を改定すること及び生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律による水道法の一部改正に伴い改正の必要を認め、併せて条文の整備を図るもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 令和6年度から令和9年度までの4年間の水道料金収入が約7.2%の増加となるよう、一般料金の基本料金及び水量料金を引き上げるもの</p> <p>(2) 水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省へ移管されることに伴う規定の整備を図るもの</p> <p>(3) その他条文の整備を図るもの</p>	上下水道局総務課
138	伊勢崎市公共下水道条例及び伊勢崎市特定地域生活排水処理事業による戸別浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例案	<p>公共下水道及び戸別浄化槽の使用料を改定することに伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 第1条関係（伊勢崎市公共下水道条例の一部改正） 令和6年度から令和9年度までの4年間の下水道使用料収入が約15%の増加となるよう、一般用及び臨時用の基本料金並びに一般用の水量料金を引き上げるもの</p> <p>(2) 第2条関係（伊勢崎市特定地域生活排水処理事業による戸別浄化槽の整備に関する条例の一部改正） 令和6年度から令和9年度までの4年間の下水道使用料収入</p>	上下水道局総務課

			が約15%の増加となるよう、基本料金及び排除汚水量による料金を引き上げるもの	
148	伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	<p>人事院勧告及び群馬県人事委員会勧告を踏まえ並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律による新型インフルエンザ等対策特別措置法及び地方自治法の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 第1条関係</p> <p>ア 令和5年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ年間0.05月分引き上げるもの</p> <p>イ 給料表の改定を行うもの</p> <p>ウ 他市町村等から本市に派遣される職員に支給する手当に係る規定の整備を図るもの</p> <p>(2) 第2条関係</p> <p>令和6年6月以降に支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数を改正するもの</p>	職員課	
149	伊勢崎市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案	<p>伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に準じ、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 第1条関係</p> <p>令和5年12月に支給する期末手当の支給月数を年間0.1月分引き上げるもの</p> <p>(2) 第2条関係</p> <p>令和6年6月以降に支給する期末手当の支給月数を改正するもの</p>	職員課	
150	伊勢崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案	<p>伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に準じ、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p>	職員課	

			<p>(1) 第1条関係 令和5年12月に支給する期末手当の支給月数を年間0.1月分引き上げるもの</p> <p>(2) 第2条関係 令和6年6月以降に支給する期末手当の支給月数を改正するもの</p>	
151	伊勢崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案	<p>伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に準じ並びに会計年度任用職員に対して特殊勤務手当及び勤勉手当を支給することに伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 第1条関係 ア 給料表に係る規定を整備するもの イ 令和5年12月に支給する期末手当の支給月数を年間0.05月分引き上げるもの</p> <p>(2) 第2条関係 ア 特殊勤務手当及び勤勉手当の支給について定めるもの イ 令和6年6月以降に支給する期末手当の支給月数等を改正するもの</p> <p>(3) 附則において伊勢崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正し、規定の整備を図るもの</p>	職員課	
152	伊勢崎市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例案	<p>伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に準じ、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 第1条関係 令和5年12月に支給する期末手当の支給月数を年間0.1月分引き上げるもの</p> <p>(2) 第2条関係 令和6年6月以降に支給する期末手当の支給月数を改正するもの</p>	経営企画部総務課	

			もの	
補正予算	139	令和5年度伊勢崎市一般会計補正予算(第8号)	※歳入歳出予算の総額にそれぞれ461,610千円を追加し、総額をそれぞれ84,590,274千円とするもの ※繰越明許費を定めるもの ※債務負担行為を補正するもの ※地方債を補正するもの	財政課
	140	令和5年度伊勢崎市学校給食センター事業費特別会計補正予算(第1号)	※歳入歳出予算の総額にそれぞれ39,259千円を追加し、総額をそれぞれ2,409,029千円とするもの	財政課
	141	令和5年度伊勢崎市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	※歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,689千円を追加し、総額をそれぞれ19,623,695千円とするもの	財政課
	142	令和5年度伊勢崎市水道事業会計補正予算(第1号)	※債務負担行為を補正するもの	財政課
	143	令和5年度伊勢崎市病院事業会計補正予算(第1号)	※収益的収入及び支出の予定額を補正するもの (補正予定額) (計) 収入 第1款 病院事業収益 168,718千円 17,602,821千円 支出 第1款 病院事業費用 161,376千円 18,468,999千円	財政課
その他	144	審査請求に対する裁決について	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号並びに伊勢崎市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の規定により懲戒免職処分を受けて退職した者に対して行われた、伊勢崎市職員退職手当支給条例第12条第1項の規定による退職手当支給制限処分について、処分の取消しを求める審査請求が提起されたことに伴い、当該審査請求に対する裁決を行うため、地方自治法第206条第2項の規定に	職員課

			より、議会の意見を求めるもの	
	1 4 5	市道路線の廃止について	2 4 路線	道路維持課
	1 4 6	市道路線の認定について	2 路線	道路維持課
	1 4 7	市道路線の変更について	1 4 路線	道路維持課